福山市公告第１１７２号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第３項の規定において準用する法第５条第３項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第８条第２項の規定により、この公告の日から４か月以内に、市に意見書を提出することができます。

２０２６年（令和８年）１１月５日

福山市長　枝　広　直　幹

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　ゆめタウン蔵王 PARTⅡ

所在地　福山市南蔵王町五丁目１６番６０号

２　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更内容）別紙のとおり

３　変更の年月日

２０２６年（令和８年）２月１６日

４　変更する理由

小売業者の代表者変更の為

５　届出年月日

２０２６年（令和８年）１０月２９日

６　縦覧場所及び縦覧期間

（１）縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

（２）縦覧期間

２０２６年（令和８年）１１月５日から２０２７年（令和９年）３月５日まで

７　意見書の提出

（１）提出期限

２０２７年（令和９年）３月５日

（２）提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課

小売業者一覧表

別紙

(変更前)

小売業者			住所	変更年月日・変更理由	業種(主として販売する物品の種類)
氏名又は名称	役職	代表者(法人の場合)			
株式会社イズミ	代表取締役	町田 繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号		食料品、衣料品 住居関連用品
株式会社 ウォッチ・ビジネスカンパニー	代表取締役	杉田 直隆	広島市西区商工センター二丁目3番1号		時計
藤井 哲也			福山市御幸町中津原1753番地14		生花

(変更後)

小売業者			住所	変更年月日・変更理由	業種(主として販売する物品の種類)
氏名又は名称	役職	代表者(法人の場合)			
株式会社イズミ	代表取締役	町田 繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号		食料品、衣料品 住居関連用品
株式会社 ウォッチ・ビジネスカンパニー	代表取締役	松葉 剛士	広島市西区商工センター二丁目3番1号	代表者変更 2026.02.16	時計
藤井 哲也			福山市御幸町中津原1753番地14		生花